

人間ドックの費用を一部助成します

国民健康保険加入者と後期高齢者医療加入者の、生活習慣病予防と疾病の早期発見のため、人間ドックを受診した方の費用を一部助成します。

○対象者(次のいずれにも該当する方)

国民健康保険加入者

- ・令和5年4月1日時点で本市国民健康保険に加入し、年度末までに40歳以上になる方
- ・前年度までの国民健康保険税を全額納付している世帯の方
- ・令和5年度の特定健診を受診していない方

後期高齢者医療加入者

- ・市内に住所があり、後期高齢者医療に加入している方
- ・申請日において、納期限の到来している後期高齢者医療保険料を全額納付している方
- ・令和5年度の住民健診を受診していない方

○助成額 10,000円

○申請方法

- ①医療機関で予約のうえ、人間ドックを受診してください。
- ②受診後、結果を持参のうえ、本庁医療保険課または各支所で交付申請をしてください。

○申請に必要なもの

- ・令和5年度に受診した人間ドック結果表
- ・保険証
- ・振込口座がわかるもの
- ・特定健診受診券または高齢者健診受診券
- ・領収書(後期加入者のみ)

問 本庁 医療保険課 国保G ☎52-1111 内線164

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

○支給額

対象児童1人につき一律50,000円

<ひとり親世帯分>

1 支給対象者

①児童扶養手当受給者

令和5年3月分の児童扶養手当を受給している方

②年金受給者

公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていないひとり親の方

③家計急変者

食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が①児童扶養手当受給者と同じ水準と認められるひとり親の方

2 支給方法および支給時期

①児童扶養手当受給者

申請は不要です。児童扶養手当の受取口座に、令和5年5月末に支給予定です。

②年金受給者、③家計急変者

申請が必要です。該当すると思われる方はこども課または各支所で申請してください。

<ひとり親世帯以外分>

1 支給対象者

①令和4年度給付金受給者

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)を受給した方

※令和6年2月29日までの出生等に伴い、令和4年度給付金時より支給対象児童が増えた場合には、追加で支給します。

②家計急変者

児童手当受給者、特別児童扶養手当受給者、その他対象児童養育者(高校生のみを養育している方等)で食費等の物価高騰を受けて、家計が急変し、市町村民税非課税の方と同様の事情にあると認められる方

2 支給方法および支給時期

①令和4年度給付金受給者

申請は不要です。令和4年度の受取口座に令和5年6月中旬～下旬に支給予定です。

②家計急変者

申請が必要です。該当すると思われる方はこども課または各支所で申請をしてください。

申請に必要な書類は市ホームページでダウンロードまたは窓口備え付けのものをご利用ください。個人へのお知らせは行いませんのでご注意ください。

※詳しくはホームページをご覧ください。

問 本庁 こども課 こどもG ☎55-8069